

公務員試験

過去問攻略Vテキスト③

憲法 [第2版]

TAC公務員講座 編

体験入学用抜粋版

当教材は、体験入学用の抜粋版です。
(V テキスト・V 問題集を抜粋しております。)

ば、人の生命や財産など)を守るため、国家はあえて法を制定するのである。

【法と法以外のルールとの違い】

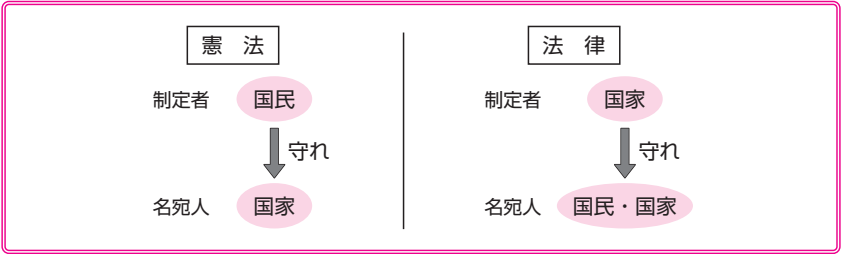
法	法以外のルール
刑法、民法、行政法等	マナー、校則、規約等
公権力による強制力がある	公権力による強制力がない

2 憲法と法律の違い

法には制定者と名宛人(法を守られる人)がいる。

憲法は、国民が国家(その担い手である公務員)に守らせる法である。国民が憲法の制定者だからである。

これに対して、**法律**は、国家が自ら守り、あるいは国民に守らせる法である。国家が法律の制定者だからである。



【憲法と法律の違い】

3 法律の種類

以下が、公務員試験に関連する憲法以外の主な法律である。

【法律の種類】

民法	財産関係と家族関係について規律している
行政法	行政の組織及び作用について規律している
刑法	犯罪と刑罰について規律している
労働法	労働関係、労使関係について規律している

【MEMO】

英米法概念である。

趣旨

議会といえども正義の法に反する法律を制定することがありうることを前提とし、議会を含むあらゆる国家権力が正義の法による支配を受けなければならないとするものである。

〈解説〉 日本国憲法は、**基本的人権**を侵すことのできない永久の権利として厚く保障し(第3章、97条)、このような憲法自体を国の最高法規とし、違憲審査制度を採用して、法律といえども憲法に反することはできないとする(98条1項、81条)。まさしく日本国憲法は、憲法という正義の法による支配、つまり**法の支配**を採用しているといえる。

7 憲法の最高法規性

1 形式的最高法規性

第98条【最高法規】

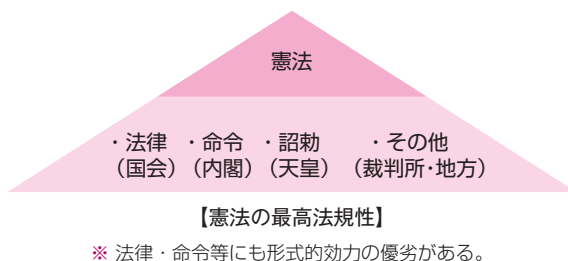
① この憲法は、国の**最高法規**であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

意義

本条は、憲法が、国の**最高法規**であつて、憲法の条文に反する法律(国会が制定)、命令(行政機関が制定)、詔勅(天皇の発する証書等)及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない(**無効**)ことを規定する。

趣旨

憲法が国内法の法体系において最も高い地位にあり、最も強い形式的効力を有することを示した。



2 実質的最高法規性

第97条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する**基本的人権**は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

意義 本条は、憲法に規定する**基本的人権**が、現在及び将来の国民に対して、侵害されない永久の権利として信託されることを規定している。

趣旨 憲法は、国家権力が不可侵なものとして国民に保障される基本的人権を内容としていることから、法律とは異なるものであり、最高法規性の実質的根拠であると解されている。

8 違憲審査制度(81条)

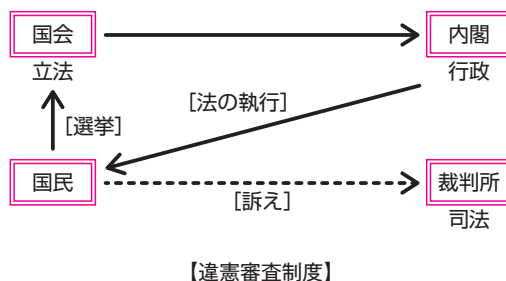
第81条【法令審査権と最高裁判所】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

意義 本条は、最高裁判所が法律等の憲法適合性を審査する終審裁判所であることを規定している。

趣旨 憲法の**最高法規性**(98条1項)を裁判所の違憲審査(憲法適合性の審査)を通じて担保し、国民の憲法上の権利の保障及び憲法規範の一般的保障(憲法秩序の維持)を行おうとするとともに、権力分立の観点から政治部門(立法府・行政府)の統制・監視を行おうすることを趣旨とする。

〈語句〉●終審裁判所とは、審級制度における最終の審級を担当する裁判所をいう。



【MEMO】

ための制約を根拠付ける場合には必要最小限度の制約のみを認め(自由国家的公共の福祉)、社会権を実質的に保障するために自由権の制約を根拠付ける場合には必要な限度の制約を認める(社会国家的公共の福祉)。(01)

理由 基本的人権は、永久不可侵の権利(憲法11条参照)であるが、人は共同生活を営むことから、他の人権及び憲法が掲げる理念との関係で人権相互間及び憲法の理念との調整が避けられない。そこで、このような調整をする実質的公平の原理として「公共の福祉」という概念を憲法は用意した(12条、13条、22条1項、29条2項)。

【自由国家的公共の福祉と社会国家的公共の福祉の内容】

自由国家的 公共の福祉 (消極目的規制)	各人権の共存を維持するという消極目的のための人権制約原理であり、自由権を各人に公平に保障するために必要最小限度の制約を認める。 内在的制約ともいわれる。 →他者の人権を侵害させないようにするための制限 (例)他人の名誉を毀損した者を名誉毀損罪で処罰、薬物の製造販売の禁止等
社会国家的 公共の福祉 (積極目的規制)	福祉国家理念(憲法25条参照)を実現するために、社会的弱者の経済的保護や、多くの国民の生活水準の向上を図るという積極目的のための人権制約の原理であり、社会権を実質的に保障するために必要な限度で経済的自由権の制約を認める。政策的制約ともいわれる。 →社会的弱者を保護するための経済的強者の経済活動の制限 (例)かつての、たばこ・塩の専売制、小売市場設置の許可制等

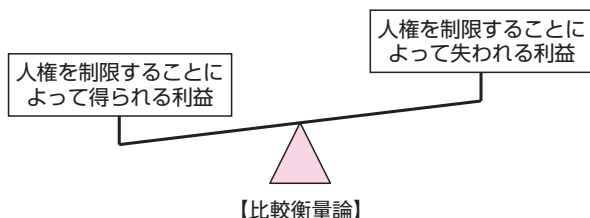
3 人権制約の合憲性判断基準

人権が公共の福祉により制約されるとしても、実際に行われた人権制約が憲法に適合するか否かを判断するためには、具体的な基準が必要となる。

① 比較衡量論(通説の理解を前提とする合憲性判断基準①)

意義 人権を制限することによって得られる利益と人権を制限することによって失われる利益を比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、人権の制限を合憲と判断する基準である。比較考量、較量も同義である。

理由 公共の福祉の概念では、「必要最小限度の」「必要な限度」という抽象的な基準しか示されず、具体的に人権の制約立法の合憲性をどのように判定していくかは明らかでない。そこで、裁判所が用いるべき審査基準として主張され、現在においても、裁判所において用いられることが多い基準である。



② 二重の基準論 (通説の理解を前提とする合憲性判断基準②)

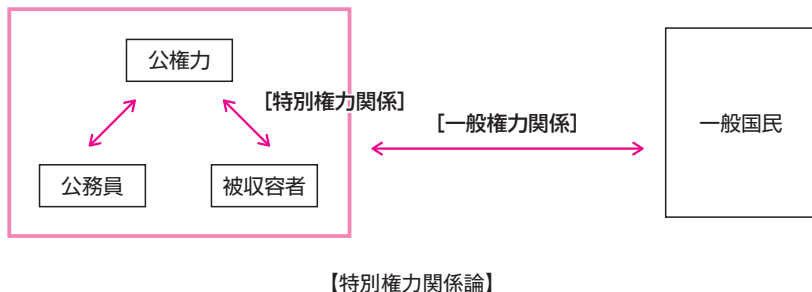
意義 **精神的自由**を規制する立法(ex.法律)の合憲性は、**厳格な基準**で審査しなければならないが(規制立法が「違憲」と判断されやすい)、**経済的自由**を規制する立法の合憲性は、**緩やかな基準**で審査しなければならない(規制立法が「合憲」と判断されやすい)とする考え方である。

- 理由**
- ① 精神的自由が立法により規制されると、経済的自由が侵害された場合と異なり、民主政の過程による救済が困難になるので、人権救済のため、裁判所が厳格な基準で審査する必要がある(民主政の過程論)(第3章6節「表現の自由②」参照)。
 - ② 経済的自由の立法による規制については、社会・経済政策と関連することが多く、裁判所は政策の判断能力が乏しいことから、国会・内閣等の政治部門の判断を尊重し、緩やかな基準で審査すべきである(裁判所の能力論)。

〈解説〉 先の比較衡量論は、比較の基準が明確でないので、一元的内在制約説の趣旨を具体的な審査基準として準則化すべく主張された基準である。アメリカの判例理論に基づいて体系化されている。最高裁判所も一部を採用している。詳細は、第3章6節「表現の自由②」以降で扱う。

2 特別な法律関係における人権の限界

1 明治憲法下における人権制約の根拠 (特別権力関係論)



【MEMO】

【MEMO】

第2回	法の下の平等						財：2016年	正答率	95.0%
No. 14	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A	

憲法第14条第1項に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア．嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになり許されないから、憲法第14条第1項に反し違憲である。

イ．尊属殺重罰規定は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することを一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より嚴重に処罰し、もって特にこれを禁圧しようとするものであるが、普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人であることを理由に差別的取扱いを認めること自体が憲法第14条第1項に反し違憲である。

ウ．日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、出生後に認知されたにとどまる子と嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条第1項に反し違憲である。

エ．租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法第14条第1項に反し違憲であるとはいえない。

オ．年金と児童扶養手当の併給禁止規定は、障害福祉年金（当時）の受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであり、憲法第14条第1項に反し違憲である。

1. ア、ウ
2. イ、オ
3. ア、ウ、エ
4. イ、ウ、エ
5. ア、イ、エ、オ

【No. 14】 解答 3

ア. ○ 判例により妥当である。判例は、家族形態や国民意識の変化、諸外国における立法の状況、日本が批准している条約の内容等を総合的に考慮すると、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたのが明らかであることや、子にとって自ら選択・修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになるのは許されないこと等を理由に、民法900条4号ただし書前段（当時）は、憲法14条1項に反し違憲であるとしている（最大決平25.9.4）。

イ. × 「普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人であることを理由に差別的取扱いを認めること自体が憲法第14条第1項に反し違憲である」という部分が妥当でない。判例は、尊属に対する尊重報恩という道義は刑法上の保護に値するものであるから、普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設けるという差別的取扱いをもってただちに合理的な根拠を欠くとはいえないとし、憲法14条1項に反しないとしている（最大判昭48.4.4、尊属殺重罰規定判決）。なお、同判例は、刑の加重の程度が極端であることが立法目的達成の手段として不合理であることを理由に、尊属殺重罰規定が憲法14条1項に反するとしている。

ウ. ○ 判例により妥当である。判例は、国籍法3条1項（当時）の立法目的自体は正当であるとしたが、国際化に伴う家族生活の変化や、国際的にも多くの国で認知による国籍取得を認める法改正がなされていることなどから、父母の婚姻を日本国籍取得の要件とすることは立法目的との間における合理的関連性を失っているとし、同条項が憲法第14条1項に反するとした（最大判平20.6.4、国籍法事件）。

エ. ○ 判例により妥当である。判例は、租税法の定立については立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないとしたうえで、憲法14条1項に反しないとしている（最大判昭60.3.27、サラリーマン税金訴訟）。

オ. × 「憲法第14条第1項に反し違憲である」という部分が妥当でない。判例は、公的年金相互間における併給調整を行うか否かは立法府の裁量の範囲に属しているとしたうえで、障害福祉年金の受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせることになるとしても、その差別がなんら合理的理由のない不当なものであるとはいえないとして、憲法14条1項に反しないとしている（最大判昭57.7.7、堀木訴訟）。

以上より、妥当なものはア、ウ、エであり、正解は3となる。